

- 議 長 休憩を解いて再開をいたします。 (15時00分)
- 議 長 日程第6「議案第26号松田町森林環境譲与税基金条例」について議題といたします。
- 町 長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 引き続きよろしくお願ひいたします。議案第26号松田町森林環境譲与税基金条例を別紙のように制定する。令和元年8月20日提出、松田町長 本山博幸。
- 議 長 提案理由。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策に要する経費の財源に充てるため、松田町森林環境譲与税基金を設置したいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼観光経済課長 それでは議案第26号松田町森林環境譲与税基金条例について御説明をさせていただきます。
- 本条例の制定目的につきましては、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、令和元年度から森林環境譲与税が譲与され…失礼いたしました。譲与税が譲与されることとなります。森林環境譲与税は、法令で定められた用途事業を確実に執行し、その実績をわかりやすく公表する体制を構築することが必要になっております。また、用途が法令上限定されているため、その性質上、毎年度の譲与税を明確に区分し揭示する必要があります。基金の設置により、柔軟かつ適切な資金管理運用を行うことができるようになります。このことから、国から交付される森林環境譲与税の受け皿として本条例を制定させていただくものです。この松田町森林環境譲与税基金条例につきましては、新規条例になりますので、各条ごとに朗読をさせていただきます、その後要点を御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
- 1枚おめくりください。松田町森林環境譲与税基金条例、第1条、設置。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に制定する施策に関する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、松田町森林環境譲与税基金を設置する。
- まず初めに、こちらの森林環境税及び森林環境譲与税第34条第1項について

御説明のほうをさせていただきます。第34条につきましては、森林環境譲与税の用途について定められております。条文につきましては、市町村は譲与を受けた森林環境譲与税の総額を、次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。1号といたしまして、森林の整備に関する施策。2号といたしまして、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用に関する法律第2条2項に規定する木材の利用等の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策ということになります。具体的に施策を申し上げますと、森林の調査、境界確定、また間伐などによる森林整備等が含まれます。その中で、先ほど御説明させていただきました第2条2項につきましてはですね、地方公共団体が整備する建築物、または地方公共団体以外で整備する保育所、老人ホームなどの木材利用部分を対象とすることが可能になってございます。

続きまして、後段にございます地方自治法第241条第1項につきましては、地方公共団体は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができる規定になってございます。この規定により、松田町森林環境譲与税基金を設置させていただくものでございます。

続きまして、積立て。第2条、基金の原資は森林環境譲与税をもって充てます。2、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とする。第2条に書いてございますように、基金に積み立てる額は毎年予算の中でお示しをさせていただいた、その金額が積立基金になりますので、よろしく願いいたします。

第3条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。2、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

第4条、運用益金の処理。基金の…失礼しました。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第5条、繰替運用。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する…失礼しました。基金に属す

る現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

処分、第6条。基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができる。こちらのほうにつきましては、支出内容につきましては、今後予算書の中で明示をさせていただきます、その後執行させていただくという形になりますので、よろしくお願いいたします。

第7条、委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。こちらのほうにつきましてはですね、今後基金の管理に関して規則を定める必要が生じた場合に、速やかに対応ができるよう条文化をさせていただきますものがございます。

1枚おめくりください。附則。この条例は公布の日から施行させていただくものがございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 1点ですね、この基金の目的、使い道等についてですね、お伺いをさせていただきたいと思います。今の説明の中で、森林整備ですね、木材利用、啓発、イベント等という説明がございました。今、担当者のほうで考えていられます、じゃあ松田町におけるですね、先ほどの説明というのは日本国中の一般的なお話だというふうに考えます。ではですね、松田町ではどのような、この森林環境譲与税の使い道を考えてられるのか。

また、基金の額が幾らぐらいまでになったらですね、使っていこうというふうに考えられるのか。それとも毎年ですね、植樹イベントのように、今年度はその譲与税基金を積み立てる年次、年度だというふうに理解していますので、来年度以降というか、または隔年、2年ごととかですね、そういった形の中で、そういった事業を実施をしようという考え方があるのか、その辺を説明をお願いいたします。

参事兼観光経済課長 それではただいまの御質問の、まず第1点目のですね、今、考えているどのような事業をですね、今後展開していくことを町のほうとして考えているかという第1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。まず初めに

ですね、町のほうで考えているのがですね、やはりこの譲与税の最大の目的でありますですね、やはり今後のですね、二酸化炭素の抑制等をやはり踏まえていきますと、やはり一番大きいのが間伐などの、やはり森林整備などによる機能回復ということで、やはり実際にですね、森林を手入れをする。それからですね、やはりもう一つがですね、今後ですね、いろんな町の、やはり手入れをしてもそれを利用する、やはり手口がなければいけませんので、やはり利用促進に向けたですね、やはり木材をどのような形で使っていくかということでですね、いろいろなこれからですね、考えられる公共の建物がありましたら、その中でですね、木材利用について推進を考えていきたいというふうに考えておりますし、また、小・中学校のですね、教育資源としてですね、天然の木を使ったものですね、導入できればというような形で、今現在考えているところがございますが、これにつきましては先ほどの条文の中で御説明させていただきましたようにですね、毎年予算の中でですね、明示をさせていただきますして、その中でですね、いろいろ町、それから皆さんと、それからですね、関係する方々とですね、御相談させていただきながらですね、よりよい形のですね、推進をしていきたいというふうに考えてございます。

それからですね、2点目のですね、実際に今現在ですね、想定されている、あくまでも試算の数字なんですけど、令和元年から令和3年度が毎年、約193万1,000円ということですね、3年間ためたという場合にですね、約579万3,000円ということになりますけど、実際にですね、じゃあ森林整備をしたらどのくらいのお金がかかるかといいますとですね、今現在ですね、約2ヘクタールの森林整備、それから測量、それから整備計画を立てますと、やはりですね、600万ぐらいのやはり経費がかかってございますので、やはり実際にですね、この森林整備をするのに当たってはしっかりとですね、県、それから地域のですね、森林組合さん等のいろいろな御意見をお聞きしながらですね、よりよい林業のですね、手入れのほうにお金を使っていきたいと考えておりますし、またあわせてですね、先ほど御説明させていただいた、実際に使って利用促進を図るためのですね、いろいろな施策についてもですね、いろいろと研究をさせ

ていただきながらですね、この環境譲与税をですね、有効に活用してまいりたいと考えております。以上です。

3 番 井 上 はい、ありがとうございます。二酸化炭素低減のためのですね、利用促進とかですね、小学校の、これは森林材を使ったですね、備品等の購入ということだというふうに理解をさせていただきました。3カ年で大体600万円ぐらいのですね、基金の積み立てが見込めるということですので、またその、ある程度の基金が積み立てた段階で、また議会のほうに諮られるということですので、理解をしました。今後ともよろしく願いいたします。

議 長 ほかに。

1 2 番 大 館 3年間で600万ほどの基金ができたときに、その事業計画ができるという話でしたけども、事業によっては当然、予算的に不足分が発生する可能性あるわけですね。そのときに、町単独のその上乘せ部分という部分が考えられるのかどうか、その辺をお伺いします。

参事兼観光経済課長 ただいまの御質問のですね、制度上はこの環境譲与税、基金にプラス一般財源を充てての一つの事業を実施するということは、十分可能になってございます。実際にその事業を実施していく中でですね、この基金のお金とですね、実際に一般財源のお金を投入してどのような事業が、まあ実際にやる時にはですね、そのどれだけのお金が投入できるかというところを含めてですね、しっかりとその内容について我々のほうも内容を詰めさせていただきましてですね、提案のほうを、予算のほうの提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 2 番 大 館 確認ですけれども、例えば一つの事業をやるのに、森林、町の面積の75%を占めてる中でね、相当の規模になる可能性があるわけですよ。だから今、確認ですけども、そういう一つの事業に対して不足が発生したときには、町の財源も投入する考えがあるということによろしいでしょうか。

参事兼観光経済課長 まず1点目がですね、今おっしゃっていただいたようにですね、失礼いたしました。森林環境税のほうの制度もございますので、令和8年度までありますので、まずそこもですね、うまく活用させていただきながらですね、プラスアルファこの環境譲与税を使ったですね、森林整備を今後実施をしていき

たいと考えてます。

それで今、御質問のありましたですね、町の一般財源の投入ということもですね、そのいろいろな事業を実施していく上でですね、必要な場合はですね、またそこでお諮りさせていただきますが、その点についてはですね、町の中でもしっかりとですね、議論のほうをさせていただきまして、そのときどきの必要に応じた形でですね、予算を組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに。

2 番 田 代 この森林環境譲与税ですか、これについてはもう5年以上前から、森林を持つ市・町・村が国のほうに要望して、ここで制度ができたということは非常によろしいことだと思います。ただ、今現在200万ぐらいの交付金なので、譲与税なので、積んでいこうという趣旨は理解できます。一方で、県の水源環境税、これについては平成の10年代の終わりごろという記憶があるんですけども、県税の超過課税ということで、森林整備に充てるよというふうなことで、5年ごとに見直した中で、今もう20年ぐらいたってると思います。

ちょっと気になったのが、令和8年までというふうな話があるんですけど、まず1点お伺いしたいのが、森林環境譲与税を使った森林整備と、これまでの県の水源環境税を使った森林整備、このすみ分けについてはどのようにこれからやられていけるか、それがまず1点目の質問です。

参事兼観光経済課長 それではですね、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。水源環境保全税、今までの令和8年度までの補助金であります。こちらのほうにつきましては、これまで実施してまいりました水源環境保全税を使ったですね、人工林の整備ということで、松田町の中ではですね、約1,200ヘクタールほどの整備がですね、県のほうから区域が指定されておりますので、その整備についてはですね、今後継続的に進めさせていただきます。基本的には人工林の整備が主なものでございます。

それからですね、こちらの、続きまして、環境譲与税を使いました整備につきましては、先ほどお話がありました天然林の整備、それから竹林等の整備、それから木材利用の促進に向けた整備、それから最初に御説明させていただき

ました、水源環境保全税の対象となっていない区域のですね、人工林の整備ということで、あわせてですね、こちらのほうの人工林の整備の実施をできますので、大きな区分けをするとしますと、水源環境保全税につきましては、県で指定されている約1,200ヘクタールの区域、それ以外の区域につきましてはですね、森林環境税を投入させていただきまして、両方あわせて整備をさせていただくというようなことを、今後ですね、いろいろな関係者の皆さんと相談をさせていただきながら、一番有意義な方法で進めさせていただきたいと考えております。以上です。

2 番 田 代 丁寧な御説明ありがとうございます。まず1点目が、県の整備なんですけども、1,200ヘクタールあるということで、順次指定された森林について整備していくんですけども、これについては令和8年で終わる、完了するという考えでよろしいのでしょうか。

参事兼観光経済課長 ただいまの県の今のところの説明会での説明では、今のところ令和8年度までというようなことでお話を聞いているところでございますので、今現在は令和8年度ということになります。ただ、今後ですね、やはり町のほうとしてもこのまま、先ほど大館議員の御質問にありましたとおり、やはり今後、森林整備を順次推進していかなければならないというところはございますので、やはりですね、この辺についてもですね、しっかり県のほうのですね、神奈川県森林協会等でやはり毎年要望等ですね、取りまとめがございしますので、ぜひそれらを活用した中でですね、今後も継続していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

2 番 田 代 初めに、県のほうの補助事業についてお話しさせていただいたのが、国のこの環境譲与税の交付額、いただく額と比べて、県のほうが莫大に多いわけですね。確かに今、石井参事が説明のとおり、県の補助事業と国のこの事業ではすみ分けはできていると。それは理解しました。やはり国のほうが莫大に少ないのでね、県のほうのこの事業が8年で完了してしまうと、終わりになってしまうという話なんですけれども、やはり県内の自治体、森林を抱える自治体、またはその恩恵を得ている横浜、川崎、相模原、都市部のほうにもきれいな水ができて飲料水になっているわけです。そういったことから、石井参事も

今お話があったように、各政党とかそういう県要望でやっていきたいというふうなお話なので、その場合、県のこれが整備ができた場合に、残ってるすみ分けのほうは財源がある程度足りないと思うんですよ。だからそういう中で、ある程度柔軟にこれを利用できるような、そんな形に持って行っていけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

参事兼観光経済課長 ただいまの御質問ですが、この水源環境保全税を使ったですね、利用についてですね、今後延伸していくことによってですね、両方の森林環境譲与税のほうのですね、お金のほうもあわせてうまく利用していくことによってですね、森林整備のほうを進めさせていただくということですね、極力ですね、私どものほうとしてもですね、この制度がですね、1年でも長く残るような形ですね、やはり要望活動は推進していきたいというふうに考えております。

2 番 田 代 先ほどの県の1,200ヘクタールの整備ということに関しまして、この森林環境譲与税、これについては人工林だとかもろもろのあれで県の対象外というふうなお話あったんですけど、概数で面積はどのくらいあるのかと。

それと、あとこの交付金が初めは193万ですよ。その後に令和7年以降は200万ぐらいずつ入ってくるということなんですけども、この先、例えば300万…あ、600万円ぐらいで1ヘクタールぐらいの整備費用しかないというふうな説明だったんですけど、この譲与税の対象となる面積、天然林等、県の対象外のところのエリアが何ヘクタールぐらいなのかと。それと何年ぐらいでこれを整備していくかということで、ざっくりで結構ですから、教えていただきたいと思います。

参事兼観光経済課長 今ですね、松田町全体で2,696ヘクタールですね、森林がございまして、今、先ほど私が申し上げましたように、約1,200ヘクタールがですね、県の水源林の、今現在使ってございまして、残りがですね、約1,496ヘクタールということになります。これはもう松田町町域全域を含めてございまして、その中での整備区域という形になります。

それからですね、ただいま御質問いただきました譲与税の、あくまでもこれ試算額なんです。令和元年から3年度が毎年193万1,000円、それから令和4年から令和6年度までが296万8,000円、これは各年度です。続きまして、令和



7年度から令和10年度までが420万5,000円。令和11年から令和14年が544万2,000円。あと今、令和15年度以降は667万9,000円ということで、今、県のほうで試算でいただいている数字はここまでとなっておりますので、よろしくお願いたします。

2 番 田 代 質問これで終わります。とにかく長い事業になると思いますのでね、県の事業も含めた中で、うまく松田町の森林が整備されるような御尽力をいただきたいと思います。終わります。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

採決に入ります。議案第26号松田町森林環境譲与税基金条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。